

國第 一 會回 參議院農林委員會會議錄第三十號

- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百三十六號)

○臨時農業生産調整法案(内閣送付)

○小阪部川町水池改良事業を國管することに關する請願(第二百七號)

○旭川合同用水工事促進等に關する請願(第二百九號)

○農地改革促進に關する請願(第二百十三號)

○東京都内の食糧配給に關する陳情(第三百七號)

○農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百十三號)

○種卵及びひなの價格増慶並びに養鶏用飼料増配に關する陳情(第三百十八號)

○農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百十九號)

○農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百二十五號)

○開始融資金増額に關する陳情(第三百三十號)

○農地法による山林開墾過正に關する陳情(第三百三十二號)

○農作物の「保養週期栽培」の普及實施に關する陳情(第三百三十五號)

○千葉縣長生郡茂原乾穀所の設備を縣靈糸業會に遷元することに關する陳情(第三百三十七號)

○農業協同組合法案に關する陳情(第三百四十五號)

○富士山ろく開設農業用水事業促進に關する陳情(第三百四十二號)

○三方原揚水事業に關する陳情(第三百四十六號)

○茨城縣下北浦干拓事業促進に關する請願(第二百四十八號)

- 茨城縣下のかん害對策助成に關する
　　講願(第一百七十六號)
○大池用水幹渠改良に關する講願(第
　　二百九十九號)
○主食配給に關する陳情(第三百六十一
　　號)
○農業協同組合法案に關する陳情(第
　　三百七十八號)
○農地調整法並びに自作農創設特別措
　　置法の改正に關する陳情(第三百八
　　十號)
○奈良縣下のかん害對策に關する陳情
(第三百八十七號)
○農業協同組合法案に關する陳情(第
　　三百九號)
○農業會の農業技術者給與國庫補助に
　　關する陳情(第三百九十二號)
○農業共済保險法案中の農家負擔等に
　　關する陳情(第三百九十三號)
○食糧緊急對策に關する陳情(第三百
　　九十九號)
○春蠶協同組合獨立強化に關する陳情
(第四百號)
○農業協同組合法案の一部を削除する
　　ことに関する請願(第二百九十七號)
○觀光都市に對する自作農創設特別措
　　置法の實施延期に關する請願(第三
　　百六號)
○熱海觀光地帶を農地法の適用より除
　　外することに關する請願(第三百一
　　十四號)
○森林治水並びに災害防止林造成事
　　業充強化に關する請願(第三百三
　　十五號)
○鹿兒島縣に國立茶業試驗場九州支場
　　を設置することに關する請願(第
　　三百三十六號)

- 林業製造事業を森林組合に許可することに關する請願（第三百三十七號）

○農業協同組合法案に關する陳情（第四百二十九號）

○色知鴻千拓計畫反対に關する陳情（第四百二十六號）

○農業災害補償法案（内閣送付）

○農村指導農場開設に關する陳情（第四百三十八號）

○主食の均てん配給に關する陳情（第四百四十號）

○新笠田市霞町裏練兵場拂下げに關する陳情（第四百四十一號）

○食料品關係の公團制反対に關する陳情（第四百四十九號）

○農地開發營團の解散に伴う開發事業の都道府縣移管その他に關する陳情（第四百五十號）

○民有未墾地買收計畫の樹立その他のに關する陳情（第四百五十二號）

○農業協同組合法案に關する陳情（第四百五十五號）

○東京都の薪炭増配に關する陳情（第四百五十四號）

○邑知鴻千拓計畫反対に關する陳情（第四百五十五號）

○農業協同組合法案に關する陳情（第四百六十八號）

○元御料林拂下げに關する請願（第四百六十號）

○植林用苗木無償配付に關する請願（第四百一號）

○適地開拓に關する請願（第四百二號）

○北海道農業試驗場復興助成に關する請願

- 雑種十事業實現促進に關する請願（第四百二十一號）
○シール麥栽培獎勵に關する請願（第四百二十五號）
○農業協同組合法の制定その他に關する陳情（第四百八十一號）
○新發生產者價格等に關する陳情（第四百八十三號）
○鹿兒島縣鹿宿郡内のかん害救濟に關する陳情（第四百八十六號）
○農業保險制度の擴充強化に關する陳情（第四百九十一號）
○農地委員會費國庫補助増額に關する陳情（第四百九十九號）
○農業協同組合法案に關する陳情（第五百「號」）
○水害林榮對策に關する陳情（第五百十一號）
○米並びに甘蔗の價格改訂に關する陳情（第五百二十三號）
○農業協同組合法案その他に關する陳情（第五百二十四號）
○競馬法の改正に關する陳情（第五百二十五號）
○適正米價決定に關する陳情（第五百二十六號）
○鐵道沿岸干拓事業實現促進に關する陳情（第五百二十八號）
○千葉縣下のかん害復舊助成に關する陳情（第五百二十九號）
○農業協同組合法案に關する陳情（第五百三十四號）
○食料配給公團制反對に關する陳情（第五百三十八號）
○食料配給公團制反對に關する陳情（第五百四十一號）
○農業保險法の改正に關する陳情（第五百四十四號）

○自作自食創設耕種扶助法の一部を改正する法律案
○國有林野法の一部を改正する法律案
(内閣送付)
昭和二十二年十一月十日(月曜日)午前
十一時三十九分開會
○農業災害補償法案
○農業災害補償法案
○委員長(鈴見義男君) それではこれから會議を開きます。延び／＼になつておりましたが、本日は農業災害補償法について一應提案理由を、先般伺いましたけれども、その内容について更に農政局長から御説明を承ることにいたしたいと思います。本日は時間もございませんので内容の説明、同時にお配り頂いております政令事項についても、やや難解の點がございますので、それらの點について一應御説明を伺いまして、質疑はこの次からいたしたいと思います。本日は説明だけを個いたいと思います。
○政府委員(山添利作君) 農業災害補償法につきまして御説明をいたしますが、お手許に農業保険及び畜産保険の新舊對照表というのが配付しています。それでは書類をお持ちにならない方もございますようありますから、大體これに附つて同時に又お持たない方へも差支ない程度にお話をしたしたいと思います。
第一に變りましたのは、法律の名前
が變つております。今まで農業保険
法並びに畜産保険法、この二つの法
でございました。畜産保険の方は可
り古くから實施いたしております。
農業保険の方は昭和十二年でございま

すきな制限前 いろいろの制限をもつて

か、その當時から實施いたしております。そして、今同農業災害補償法という名前に變つたのであります。次に、この一本に纏めました理由につきましては、組織が變つたのでありますて、從来の點を申しますと、農業保險につきましては、一番末端の共済事業を市町村農業會が行う。それから郡に農業保險組合を作る。それから府縣にその連合會を作る。それに對して國が超過再保險を行ふ。こういう制度でありますて、その間四段階と申しまするか、市町村農業會、郡の農業保險組合、府縣の連合會、それから政府、かようになつておつたのであります。それから家畜につきましては、郡の單位に家畜保險組合がありまして、これに對して政府が割合保険をいたしておつたのであります。今回はこの農作物に關する保険と、家畜に關する保険を一つの國體で行うということにいたしました。そこで新らしい制度におきましては、市町村の區域に農業共濟團體を作る。この農業共濟團體におきまして、農作物に關する保険並びに家畜に關する保険の、これは共済と申しておりますが、引受をする。それから府縣の段階においてしまして、その連合會を作る。その上に、府縣が保険をする、こういうことになつております。そこ今までと違いました點は、家畜の保険と農作物に關する保険が一本になつたということと、それから末端の組合が今日ではもう、とうに市町村農業會等が水稻等について行なつておつしたのを、今度獨立の組合を作るということ、それから立の組合を作るといふこと、それから郡の組合といふものがなくなつた。郡について言えば、これは府縣の知

合の連合會が取扱うことになった。こ
ういう點であります。かように申しま
しても、尙危險を實際に負擔するかど
うかという點につきまして、從來と違
つた點だございます。農作物の保險に
ついては市町村農業會が共濟事業を行
うと申しましても、自分自身で危險の
手持はしないであります。今回は一
割だけ自分のリスクでやると言います
か、手持が一割ある、こういうことに
なります。それから家畜についても取
扱はいたしますけれども、共濟金の全
額を都道府縣の連合會に保険するわけ
でありますから、手持はございません
。即ち言わばただ取次のよくな内容
になるわけであります。組合構成とい
たしましては、そういう點が變つてお
ります。

るが、その次の共済の事故についてであります。この共済の事故につきましては、新らしい制度におきましては、農産物について氣象上の原因によるもの一切を含めることにいたしたのであります。今まででございますと、この著しい例は東北地方における冷害は共済の目的に入つておりませんでござが、これを入れたこと、これが一番大きな改正であります。その他に鹽水の入つて来ます事であるとかいうようなものも入れまして、凡そ自然的な氣象上の原因に基づく理由による損害でござりますれば、これを共済の対象にしますということにいたしたのであります。尙たら火山の爆発でありますとか、或いは地震によるところの損害、こういうようなものも共済の対象になります。昨年の暮でありますか、南海の震災が起つた時に、麥を播いておつたけれども、鹽水が入つてこれが駄目になつた。これは地震によるものだといいます。尚たら火災でありますとかで共済金が支出できなかつたのですが、今回はそういうものも一切含めるとことになります。結局損害が起ることで、残つておりますのは震害であります。病害は共済の対象にならない。震害はともかく豫防ができるわけでありまして、人爲を以て豫防し得るわけでありますから、その方面で豫防を施設を完備して貰う、努力して貰う。その他の自然的な灾害は皆共済を受けるこういうことであります。それから家畜につきましては、從來行なつてございましたのは死亡保険だけであります。これを擴張いたしまして、死亡保険であります。これを行ないますと同時に、出産の保険もいたす、この出産

といいますのは、流産或いは生れた子供で、これが一人前の家畜保険につけるに至る年齢に達しない間の、小さい間の保険、これを含んでおるわけあります。尤もこの出産に關する保険は牛と馬に限るのであります。廢用保険、從來切追暗殺と申しておりましたが、今はこれを廢用保険と、ともかく死に掛かつたとか、或いは足一本折つて役に立たんから殺してしまふ、これは從來切追暗殺と申しておりましたが、今はこれを廢用保険といふ名前で呼んでおります。これもそういう用途が從來の用途に使い切れなくなつたということにつきましての共済は、牛馬等について概ね行なうといたしておるわけであります。それから責任期間といふようなことについては特に御説明申上げることとはございません。ただいまお話を牛や馬は、今まで牛は十三歳を越えたものは保険の対象にはしない、馬は十七歳まででなければ保険の対象にしないといふことでございましたが、新らしい制度におきましては、それを超えましても、前以てずっと二ヶ年以上の長い間引續いて保険の対象になつておつたという場合におきましては、年輪に制限なく、毎年掛金を拂えば共済保険關係が續いて行く、こうしたことにないたのであります。途中で牛や馬についてぼんと切れるといふことはないようないふにいたしました。その後の保険金額は先程の保険事故の擴張と並んで今回の大いな點でござりまするが、從來水稻の保険について申しますれば、自作地につきまして段當四十五圓、これは昭和十八年當時決められたままになつております。これを今年におきまして

は、二石以上の田地をきましては千二百圓、それから一石五斗以上の田地をきましては段當九百圓、一石五斗未満は六百圓といふことに改訂をいたすことにしておるのであります。何故今まで水稻について段當四十五圓といふようなノミナルな金額に止めておつたかということにつきましては、全體として農家以外の政府負擔になりますが、共済掛金が凡そ半分ござりますので、その財源關係から今日まで極めて低い保険として目的を達することのできない低額に掲げ置かれたのであります。今日は今年のものにつきましては只今申上げた通りの額になつております。今まで制度といたしましては毎年主務大臣が段當の收穫價格の半ばの五割を標準として定めるということにいたしておりますのでありますて、従つて今後米價が變動いたします度に、概ね段當收穫高の五割を基準として定める、こういうことにいたしたのであります。これは毎年物價狀況に應じてやつて行くということがあります。そのできます所以のものは、畢竟消費者の方に政府の持ちます保険料を負擔して貢う、轉稼をして行く、こういう關係からそういうことが起つて來たわけであります。

それから保険金支拂の程度について、これは水稻につきましては御承知のように農作物につきましては三割以上の場合といたことになつております。但し繩につきましては、四割以上の減收を見た場合といふことを單純化して、三〇%以上の支拂方法を單純化して、三〇%以上の

070 | [View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

損害がありましたが場合に幾らの售合の時に幾らと、こういうふうに決めてござりますが、これを單純化したといふことであります。これは實行上の便宣であります。特に申上げる程のことはございません。

その次に保険料算定の基礎でござりまするが、これは申すまでもなく過去の實績によりまして定めるわけでありまするが、從來水稻につきましては、昭和七年から昭和十五年、その他の農作物も同様であります。これを危險率算定の基礎といたしておきましたのは、今回水稻につきましては、昭和元年から昭和二十年、麥類は昭和元年から昭和十九年、こういうように最近の事實度上つて計算をいたしました。その結果といたしまして、保険料は相當程度上つております。と申しますのは、その主なる理由の一つは、最近の五ヶ年間で相當損害が多かつた。その事柄は自然保険料算定の基礎に繰込まれたところが一つ。もう一つは保険料共済事故を擴張いたしました。冷害或いは霜害といふように擴張いたしました。その部分で高まつておるのであります。そして、そういう點から事實に即することではありまするけれど、料率そのものとしては高くなつております。そこで新らしい共済料といたしましては、お手許にすでに配付してございまする資料に記載しております通り、一番低いところで十二圓二十何錢ということがあります。これが二十四圓ぐらいであったと思ひます。それから最高が四十四圓、水稻一段歩についての共済金が九百圓として、大陸そろく共済の率に相成つておるわけであります。

それで其豫金を農家と政府とが分擔するのがこの農業保険の主義でござりますが、結果から見ますると、全體の農作物につきましては、政府と農家のとの負擔は大凡半々になつております。農家の方が幾らか多いという程度になつておりますて、この點は從來と變りはございませんけれども、今回はその内容におきまして元とひどく違つたというわけじやありませんけれども、理論的に分析をして分擔割合を決めたといふのであります。即ち全國に共通するところの最低の部分を先申しました十二圓何れし、米についての話超えてその府縣で通常標準被害率と申しておりますが、これは農家の負擔とする。即ち米價の中に含まれておるものと見まして農家の負擔とする。それを超えてその府縣で通常標準被害率としておりまするが、そこまでに至るところの標準以上災害と申しておりますが、この以上災害に至る部分につきましては今の中の最低部分を超過します部分を農家と政府と折半して負擔をする、そしてそれを超すところの超以上災害、具體的に申しますれば東北地方の冷害、又關西地方におきましても非常に大きな害等が起きました場合には、非常に高いものになりまするので、それに對應する掛金の部分は全額政府が負擔をするということにいたしましたのであります。從來の考え方といたしましても、或る一定の金額を決めまして、何十錢以上は二分の一、何十錢以上は三分の二を政府が負擔する、こうしたことでありましたが、これと結果においてひどく違はございませんが、今のように理論付けをした形において負擔割合を決めたということであります。この點が從来と變つております。

家畜につきましては別に政府は從來負擔をいたしておりませんが、今回も負擔をしておらないのです。それから事務費の負擔でござりますが、從來も農業保険におきましては府県の組合及び郡の組合につきましては、基準の事務費を國が負擔いたしておきました。今回は府縣の組合及び末端の市町村における共済團體の基準事務費は、政府が負担するということになつております。而して市町村の團體に設置しまする職員の費用は、三分の二を國家が負担するということに豫算上内定を見ておるのであります。尙家畜保険につきましては從來は事務費の負擔はなかつたのでござりまするが、今回は組合が一本に統合されますという結果によつて、その事務費につきましても國が一部負担しておるといふ關係に相成るわけであります。

あります。その差額が約七億ばかり生ずるのであります。これはどうするか、固よりこれは組合の手持の保険料から支拂つて貰うのがございますると同時に、「全體」といたしまして七千萬圓くらいのそこに不足を生ずることに相成るのであります。これは縣の組合並びに郡の組合、これは農林中央金庫から融通をして貰うという考をいたしております。大陸そういう状況に相成つております。今年水稻に關する遡及します關係の分として、保険の特別會計に米穀特別會計から繰入れます分が五億九千萬圓、その他來年の麥等を考えますと、只今追加核算に出でおりますのが約六億圓でございます。尙申上げて置きたいことは、この法律によりまして原則として六億圓食糧管理特別會計から保険の特別會計へ繰入れる。その繰入れた金額はこれを食糧の價格に織り込むということになつておるのであります。これで本年度の措置といたしましては、これを價格差補給金の方から支出をする。従つて來年なら米について一石當り十九圓くらい掛かる筈であります。が、今年は掛からでおりません。これは別の財源から本年の措置として出すことになつております。それが法律の附則に、正誤表として今日あたりお手許に配付をされたものがあると思ひますが、そういうことになつておるわけであります。この消費者負擔と申しますると、いかにも消費者だけが負担するごとに見えまするが、從來の方式におきましては大體三分の二を食糧管理會計から繰入れる、こういうことにな

國米を輸入する當時はそれでよかつたのであります。が、そういうこともできなくなつた今後は、全類を食糧管理特別會計から入れて賣うけれども、これが消費者の方の價格に織り込まれると、いふことになるわけであります。言い換えて見れば、これは政府が米を買います價格と、これを消費者に賣ります價格の間において、相當高い地方における危險に對する負擔、即ち本來から言えど、その地方の米價は高かるべき筈であるといふようなものを、全體としてブールをしておるのだ。こういう觀念に相成るわけでありまして、消費者負擔といいますことは、「極から見れば、米の生産費についての共済損金に關する部分を全國的にブールをして、政府の手でそぞらいろいろに生産費を高く買う代りに、一方に消費者轉嫁をしておる。こういう觀念を取つていいのではないかと考えておるのであります。尙御質問によりまして御説明を申上げたいと思います。

○政府委員(山添利作君) これは考え方の方といたしましては、この財源問題につきましては昨年の暮からやつておるのでありまして、どうしても一般会計から出ないというのが、事の實際、今までに延びて來た實情であります。而してこれを消費者負担と決めましたのは、多分六月頃の開議であつたと思います。それはお話をよう、考え方によるのでありますて、何と申しましても米價は消費者に非常に影響がございまして、従来は生産費で賣うといいますか、生産者から賣う賃雇について、更に一般會計から補給金を出して米價を特別に安くしておつた、こういふような事情もあつた。それを今回は一遍取り拂つてしまおうといふのであります。それでは消費者がそれだけ高いものを負擔するのか、生産者はいくらかその意味においては、抽象的で、抽象的ではありまするが、生産費はかかるべき筈なんです。それを國一律なものとして買つて、そうしてこの共濟掛金に關する部分をブルー化した。こういう説明もつくわけになります。併し何と云つても金がないからこういうことになつたということは違ひございません。

○委員長(柿見義男君) 一いつと速記を始めます。下さる。

〔速記中止〕

○委員長(柿見義男君) 速記を始めて下さい。

○北村一男君 この保険は大變趣旨は結構と思いますが、たゞ國民健康保険が非常に趣旨において結構であつても、なかなか地方の實情を見ますと、うまく行つておらんのであります。この補償法で補償される一番大きな事故はやはり風水害と思ひまするが、風水害の内水害などは、先祖以來水害を受けないところは依然として受けなければいけないところは依然として受けなければいけないところは殆んど毎年のようになります。受けるところは安全地帯は組合を作ると、この組合は、大陸組合を作ること自體は自由のように法案に見受けまするが、こういう安全地帯は組合を作ると、作るところは水害の被害を毎年受けけるようなところが作るといふことになるものと考えます。そういたしまして、この法案の九十何條でしたら、金額が餘り澤山になりまして支拂うことができないときは、金額を減すようになります。この辺のお見通しをちょっと伺ふか、その邊のお見通しをちょっと伺いたいと思います。

○政府委員(山添利作君) 災害が非常地域的に偏るというような傾向があるといふことが、農業保険には御指導になりましたように一番むつかしい點になります。従つて任意の保険ではござります。従つて任意の保険ではござります。

○高田重次君 保険を以て有効なところ名前に變えた経過なり理由を一つや二つと簡単に……。

霜の降るところは決まっておりますのち、それから水がつくところは河口などといふ、こういふ點もござりますので、従つてこれは強制主義を取つておるのであります。と申しましても、これは市町村の共済團體が成立しますれば、その地域内の農業者は全部強制加入になる、それでは市町村において作るのは任意であるが、これは一應任意の形でござりまするが、從來の法制においておきましても、地方長官はその設立を命ずることができる、こういふ規定も設けてあります。主義といたしましては、大陸全部作つて貰うということが前提になつておるわけであります。この法制におきましても、府県の委員會の勧告がござりますれば、地方長官はそういう命令をもなし得るといふことにいたしてござりまするが、從来みんなの町村でやつておりまするし、この切替えになりまして同様に全部の町村でやつて貰うといふことが、大陸の町村になつておるのであります。併し今の災害の多い所、少い所、いろいろにつきましては、その地方の実情によつて掛金を査定するわけございまして、例えば新潟縣と申しますても、新潟縣一圓が同じ救濟掛金のままでございません。町村毎に何階級かの階級を付けることになります。どういうふうにして、合理的なな掛金が決め害事情に應するような掛金が決められ、而して災害の多い所につきましては、先程申しますように、政府の負担する割合が多くなるという事によつて、全體の調和を取つておる。こうふうに接配いたしておるわけでございまして、こういふように合理的な

○委員長(楠見義男君) ちょっとと伺います。先程の御説明で行くと、本年度の措置は價格差補給金の方から貯蓄特別會計の方に埋めることになつて、消費者の價格といふものには影響はないのですね。今の米價といふのは、新米穀年度に入つて價格を改訂した、あの價格ですね。

○政府委員(山添利作君) あの中に付いていないのです。

○委員長(楠見義男君) そうすると本年の米値ですか。

○政府委員(山添利作君) そうです。

○委員長(楠見義男君) それじゃ今度はこの程度にいたしまして散會いたします。

午後零時二十二分散會

出席者は左の通り。

委員長	楠見 義男君
委員	門田 定蔵君
	田中 利勝君
	羽生 三七君
北村 一郎君	西山 雄七君
佐々木鹿藏君	竹中 七郎君
岡村文四郎君	石川 雄吉君
寺尾 博君	宇都宮 登君
藤野 素雄君	島村 軍次君
松村眞一郎君	鶴川 宗敏君
山崎 恒	

第二十六條 削除

國有林野法の一部を改正する法律
案

政府委員
農林事務官
(農政局長) 山添 利作君
板垣 謂次君

昭和二十三年三月十九日印刷

昭和二十三年三月二十日發行

參議院事務局 出版部 印刷者印 刷局